# 入札説明書

件名 四号庁舎空調設備増設等工事

# 独立行政法人統計センター

令和7年3月5日

#### ※ (注意)

入札説明書等をダウンロードした際は、必ず入札件名、会社名、営業担当者 名、電話番号、FAX番号を下記宛先までメールにてご連絡をお願いします。

なお、ご連絡先の連絡がない場合、当センターからの連絡事項、仕様書の修 正等をお伝えすることができないことになりますので、ご理解、ご協力の程よ ろしくお願いいたします。

#### 【総務部財務課調達係】 MAIL: koukoku\_atmark\_nstac.go.jp

※ 「\_atmark\_」を「@」に置き換えて送信してください。

#### 入札説明書の概要

件名:四号庁舎空調設備増設等工事

#### 1 調達日程等

項目	日時	場所			
①入札説明会(※1、2)	令和7年3月17日 13時00分	総務省第二庁舎1 F 105 号室			
②開札 (※3)	令和7年4月23日 16時00分	(東京都新宿区若松町 19-1)			

- ※1 入札説明会に参加を希望する場合は、令和7年3月14日17時00分までに入札 説明書15(2)宛にメールにて連絡すること。なお、参加者が多い場合は日程の 調整を行うこととする。
- ※2 入札説明会に参加する際は、本入札説明書を持参すること。
- ※3 原則立ち会うこととするが、やむを得ない理由により、立ち会わない場合には、 開札日の前日までに事前の連絡をすること。

#### 2 提出書類等

項目	様 式(※1)	提出期限	提出場所	
①下見積書	別紙様式第6号	令和7年 3月24日 14時00分		
②入札書 (内訳書含む)	別紙様式第1号 (長3封筒に入れ封印すること)		総務省第二庁舎 3 F 314 号室	
③委任状	別紙様式第2号		独立行政法人 統計センター	
④総務省競争 参加資格	R7~R9 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格)写し	令和7年 4月4日 14時00分	総務部財務課 調達係 (東京都新宿区	
⑤履行証明書	別紙様式第3号及び同号別紙		若松町 19-1)	
⑥再委託承認申請書	別紙様式第4号(※2)			

※1提出書類は、各様式の注意書きを熟読の上、作成すること。 ※2再委託を予定している場合のみ作成し、提出すること。

#### 3 その他

① 落札者の決定方法 最低価格

② 契約方式

確定契約

③ 留意事項 詳細については、入札説明書、仕様書、契約書案を熟読し、内容を理解、 遵守すること。

目 次

- 1. 契約担当者の役職及び氏名等
- 2. 調達内容
- 3. 競争参加者に必要な資格に関する事項
- 4. 入札説明会の日時及び場所
- 5. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
- 6. 入札保証金及び契約保証金
- 7. 履行証明書等の作成等
- 8. 入札方法
- 9. 入札の無効
- 10. 入札の延期等
- 11. 開札
- 12. 落札者の決定方法
- 13. 契約書作成の要否及び契約条項
- 14. その他
- 15. 問い合わせ先

別紙様式第 1 号 入札書 別紙様式第 2 号 委任状

別紙様式第3号 履行証明書

別紙様式第 3 号別紙 業務履行体制等報告書 別紙様式第 4 号 再委託承認申請書

別紙様式第5号 契約書(案)

別紙様式第6号 下見積書

別添1 電子メールによる入札手続について

別添3 現地調査及び入札関係資料閲覧に関して

#### 入札説明書

#### 1 契約担当者の役職及び氏名等

(1) 契約担当者 契約担当役独立行政法人統計センター理事長 佐伯 修司

(2) 所在地 〒162-8668 東京都新宿区若松町 19 番 1 号

#### 2 調達内容

(1) 件 名 四号庁舎空調設備増設等工事

(2) 業務内容 仕様書のとおり

(3) 履行期間 仕様書のとおり

#### 3 競争参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人統計センター契約事務取扱要領第7条の規定に該当しない者であること。 ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得て いる者は、この限りではない。
- (2) 独立行政法人統計センター契約事務取扱要領第8条の規定に該当しない者であること。 具体的には、以下の各号のいずれかに該当し、且つ、その事実があった後3年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。)は、競争に参加する資格を有しない。
- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量 に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚 偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
- (3) 令和 7・8・9 年度総務省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」においていずれかの等級に格付けされた者(「役務の提供等」の営業品目の「建物管理等各種保守管理」に登録してある者であること。)又は令和 7・8 年度総務省一般競争(指名競争)参加資格の「建設工事」においていずれかの等級に格付けされた者(「建設工事」の業種区分の「電気工事」に登録してある者であること。)であること。
  - (4) 履行証明書によって当該業務の履行が可能であると証明し、且つ契約担当役が要求要件を満たし当該業務の履行が可能であると判断した者であること。
  - (5) 総務省及び他省庁等における指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を 超過した期日は含めない。
  - (6) 本入札に参加するものは、入札前に必ず仕様書で指定しているとおり現地調査を行うこと。
  - (7) その他必要な書類等の提出を指示された場合は、これに応じなければならない。

#### 4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年3月17日 13時00分
- (2) 場 所 総務省第二庁舎 入札室(1階、扉番号105)
- 5 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

#### 7 履行証明書等の作成等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、履行証明書を別紙様式第3号に基づき作成 し提出期限までに提出すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の 一部について再委託を予定している場合は、<u>別紙様式第4号「再委託承認申請書」を作成し、提出しなければならない。</u>
- (3) 提出された履行証明書は、独立行政法人統計センターにおいて確認及び審査し、資格 があると認められるものに限り、入札の対象者とする。
- (4) 提出された履行証明書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) 履行証明書等の作成に要する費用は、すべて入札者の負担とする。
- (6) 履行証明書等の提出方法
  - ① 入札者は、履行証明書を封筒に入れ、提出しなければならない。
  - ② 履行証明書等を提出する際は、封筒に入れ封印し、且つその封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「令和7年4月23日16時00分開札(四号庁舎空調設備増設等工事)の履行証明書在中」と記述しなければならない。
  - ③ 郵便(書留郵便に限る。令和7年4月4日14時00分までに必着のこと)により提出する場合は、履行証明書を封筒に入れ、その封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記述し、提出期限までに(8)宛てに送付しなければならない。
  - ④ 電子メール (PDF ファイル) により提出する場合は、別紙1で定める手続きに従い、提出期限までに提出しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。
  - ⑤ 入札者は提出された履行証明書等を引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (7) 提出期限 令和7年4月4日 14時00分
- (8) 提出場所 〒162-8668 東京都新宿区若松町 19番1号 独立行政法人統計センター総務部財務課調達係 (3階、扉番号 314)

#### 8 入札方法

- (1) 入札者は入札公告及び入札説明書等を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札金額は、総額を記入すること。

- (3) 入札金額は、仕様書に基づき、各種手続き等に要する物品及び役務費用の他、保険料及び関税等、指定する納入場所での引き渡しまでに要する一切の経費の合計を見積もり、その金額を入札書に記載すること。(入札金額は下見積書の金額を超えないこと。) また、官給する物品等がある場合には、その受け取りに必要な費用も入札金額に含むものとする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- (5) 入札書の提出方法
  - ① 入札者は、入札書を封筒に入れ、提出しなければならない。
  - ② 入札書は、別紙様式第1号により作成し、提出する場合は、封筒に入れ封印し、且つその封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「令和7年4月23日16時00分開札(四号庁舎空調設備増設等工事)の入札書在中」と記述しなければならない。
  - ③ 入札書提出の際には、内訳書を作成の上、同封すること。 なお、内訳金額が入札金額と符合しない場合は、入札金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。
  - ④ 郵便(書留郵便に限る。令和7年4月4日14時00分までに必着のこと)により提出する場合は、入札書提出期限までに、(9)に示す場所あてに送付しなければならない。ただし、やむを得ない理由により入札者又はその代理人が開札に立ち会わず、郵便により提出する場合は、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」から順に回数を記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、入札書提出期限までに、下記に示す場所あてに送付しなければならない。
  - ⑤ 電子メール (PDF ファイル) により提出する場合は、別紙1で定める手続きに従い、 入札書を提出しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法によ る入札は認めない。
  - ⑥ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (6) 代理人による入札
  - ① 代理人が入札する場合には、委任状を別紙様式第2号により作成し、入札書提出時に提出しなければならない。
  - ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (7) 資格決定通知書

入札者は3 (3) による資格決定通知書の写しを入札書提出時に提出しなければならない。

- (8) 提出期限 令和7年4月4日 14時00分
- (9) 提出場所 〒162-8668 東京都新宿区若松町 19番1号独立行政法人統計センター総務部財務課調達係(3階、扉番号 314)
- (10) 入札に関する注意事項

- ① 入札者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- ④ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。
- ⑤ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る 対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事 業活動を困難にさせる恐れがある入札価格を定めてはならない。

#### 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告及び3(1)-(7)に示した競争参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (5) 記名押印のない入札書
- (6) 明らかに連合によると認められる入札書
- (7) 明らかに錯誤と認められる入札書
- (8) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (9) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (10) 入札者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの入札書
- (11) 入札に関する条件に違反した者の提出した入札書
- (12) 提出書類に虚偽又は不正の記載を行った者の提出した入札書
- (13) 入札書が郵便で差し出された場合において8(5)④ただし書きに定める記載のない入 札書
- (14) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

#### 10 入札の延期等

入札者が連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

#### 11 開札

- (1) 日 時 令和7年4月23日 16時00分
- (2) 場 所 総務省第二庁舎 入札室(1階、扉番号105)
- (3) 開札
  - ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、やむを得ない理由により 入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わ せて行う。

- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、契約担当者が特にやむを得ない事情があると認めた場合の外、 開札場を退場することができない。
- ④ 開札場では、みだりに私語を発してはならない。
- (4) 再度入札
  - ① 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、 直ちに再度入札を行うものとする。(入札書は、複数枚用意しておくこと。)
  - ② 再度入札をしても落札者がないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申立てはできない。
  - ③ 前号①ただし書きに該当し、事前に2回目以降の入札書の提出がない場合は、入札辞退とする。

#### 12 落札者の決定方法

- (1) 本入札説明書における要求要件をすべて満たし、独立行政法人統計センター会計規程 第43条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、**最低価格**をもって有効 な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって は、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる とき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあ って著しく不適当であると認められるときは、入札結果を保留とする。この場合、入札参 加者は当センターの行う事前聴取等の調査に協力しなければならない。また、調査の結果、 上記のただし書きに該当すると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で次順位の者 を落札者とする。
- (2) 前号の場合において落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 前号の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は出席しない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

#### 13 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、本入札説明書に添付する別紙様式第5号契約書(案)に基づ く契約書を作成するものとする。
- (2) 契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、更に契約 担当者がその当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) (2) の場合において契約担当者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の 相手方に送付するものとする。
- (4) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 契約金額は、入札書に記載された書面上の金額の100分の110に相当する額とする。

#### 14 その他

- (1) 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (2) 入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書(案)を熟読し、内容を理解、遵守すること。
- (3) <u>入札参加予定者は、社名及び代表者氏名並びに本件責任者及び担当者の役職、氏名及</u> び連絡先(但し、代表者印を押印している場合は不要とする)を記載した下見積書(概

# 算見積)を令和7年3月24日14時00分までに下記15(2)宛に提出すること。(eメール等による送付可)

#### 15 問い合わせ先

(1) 仕様書及び履行証明書作成に関する問い合わせ先

独立行政法人統計センター情報システム部

情報システム基盤課情報安全係 前田 衛

〒162-8668 東京都新宿区若松町 19番1号

電 話 03-5273-1188 (内線.98177)

F A X 03-5273-1222

E-Mail s-janzen\_atmark\_nstac.go.jp

※「\_atmark\_」を「@」に置き換えて送信してください。

(2) 契約手続に関する問い合わせ先

独立行政法人統計センター総務部財務課調達係 谷山 仁志 独立行政法人統計センター総務部財務課調達係 緑川 颯人 〒162-8668 東京都新宿区若松町 19番1号

電 話 03-5273-1219

F A X 03-5273-1229

E-Mail d-choutatsu\_atmark\_nstac.go.jp

%「atmark」を「@」に置き換えて送信してください。

問い合わせは、必ず書面(ファクシミリでも可)又はeメールで行うこと。

問い合わせ期限 令和7年4月3日まで

(別紙様式第1号 入札書)

# 入札書

#### 件名 四号庁舎空調設備増設等工事

上記について、入札公告及び入札説明書承諾のうえ入札します。

(金額)											円
	(	金額に	は右づめ	りで記録	載し,	左端は	¥で絹	うめるこ	[ と)		

年 月 日 (日付は、提出日を記載すること) 契約担当役 独立行政法人統計センター 理 事 長 佐伯 修司 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者(役職及び氏名) (代理人氏名) 本件責任者(役職及び氏名) 担当者(役職及び氏名) 電話番号 Mail

- 1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
- 2. 金額の訂正は、認めない。
- 3. 開札時における再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
- 4. 「(代理人氏名)」は、代理人が入札するときに記載すること。
- 5. 用紙の大きさは、A列4(縦)とする。
- 6. 押印は不要であるが、応札事業者の方針として押印を必要とする場合は、この限りではない。

(別紙様式第2号 委任状)

# 委任状

私は、(<u>代理人氏名</u>)を代理人と定め、契約担当役独立行政法人統計センター理事長の発注する「四号庁舎空調設備増設等工事」に関し、下記の権限を委任します。

記

入札及び見積りに関する一切の権限

#### 代理人使用印鑑

(応札事業者が押印を必要 とする場合のみ使用する こと。)

年 月 日 (日付は、提出日を記載すること) 契約担当役 独立行政法人統計センター 理 事 長 佐伯 修司 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者(役職及び氏名) 本件責任者(役職及び氏名) 担当者(役職及び氏名) 電話番号 Mail

- 1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
- 2. 用紙の大きさは、A4(縦)とする。
- 3. 押印は不要であるが、応札事業者の方針として押印を必要とする場合は、この限りではない。

(別紙様式第3号 履行証明書)

年 月 日 (日付は、提出日を記載すること)

# 履行証明書

契約担当役 独立行政法人統計センター 理 事 長 佐伯 修司 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者(役職及び氏名) 本件責任者(役職及び氏名) 担当者(役職及び氏名) 電話番号 Mail

入札説明書7について、下記のとおり証明します。

記

契約期間中に、「四号庁舎空調設備増設等工事」の仕様書における要件等をすべて満たした業務等の提供が可能であることを証明致します。

なお、本業務の仕様書に対する業務履行体制等証明書については、別紙のとおりです。

- 1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
- 2. 用紙の大きさは、A4(縦)とする。
- 3. 押印は不要であるが、応札事業者の方針として押印を必要とする場合は、この限りではない。

(別紙様式第3号別紙 業務履行体制等報告書)

#### 業務履行体制等報告書

(日付)令和 年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者(役職及び氏名) 本件責任者(役職及び氏名) 担当者(役職及び氏名) 電話番号 Mail

本業務を行う場合の業務履行体制等について、下記のとおり報告します。

記

#### 1. 体制

本業務における業務体制図については、別添のとおりです。

- ※イメージ図形式で、総括責任者、各工程担当部署、作業人員等が解るものとする。
- ※再委託先の情報については別紙様式第4号とあわせて体制図を提出すること。

#### 2. 業務の実施方法

本業務の実施方法等は、別添のとおりです。

- ※本業務を実施するための方法等について具体的に説明した資料を添付すること
- ①スケジュール
- ②工程表

#### 3. 同等品証明書

本業務において、同等品による履行を予定する別添の銘柄については、仕様書で求められる品質特性を満たすことを添付のとおり証明します。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) の適用となる使用部材等については、グリーン購入法に適合することを証明します。

※製造メーカー、銘柄名及び規格がわかる資料を添付すること

(別紙様式第4号 再委託承認申請書)

年 月 日 (日付は、提出日を記載すること)

# 再委託承認申請書

契約担当役 独立行政法人統計センター 理 事 長 佐伯 修司 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者(役職及び氏名) 本件責任者(役職及び氏名) 担当者(役職及び氏名) 電話番号 Mail

契約担当役独立行政法人統計センター理事長の発注する「四号庁舎空調設備増設等工事」を落札した場合、他業者へ一部の業務を委託したいので、下記のとおり申請します。

- 1. 契約案件名 四号庁舎空調設備増設等工事
- 2. 委 託 先 名 住所:

名称(会社名):

代表者(役職及び氏名):

- 3. 委託内容(委託範囲)
- 4. 委 託 金 額 入札書の内訳書に記載(入札金額の○%程度)
- 5. 委託理由(合理的理由)
- 6. 業務の実施体制及び 管理体制
- 7. そ の 他

- 1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
- 2. 用紙の大きさは、A列4 (縦)とする。
- 3. 押印は不要であるが、応札事業者の方針として押印を必要とする場合は、この限りではない。
- 4. 再委託先を複数予定している場合 (再々委託先を含む)、 $1 \sim 7$  の内容を記載した一覧表を別添として添付することも可能とする。

(別紙様式第5号 契約書(案))

# 請 負 契 約 書

契約件名:四号庁舎空調設備増設等工事

契約金額: 円(消費税額及び地方消費税額: 円)

上記契約を履行するにつき、契約担当役独立行政法人統計センター理事長佐伯修司を甲とし、〈落札者〉を乙として次の条項により契約を締結する。

#### 第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書、仕様書に添付された 文書等及び入札に際し乙が提出した履行証明書並びにそのほかの書類で明記したす べての内容(以下「仕様書等」という。)に定める契約物品を仕様書で定める期間に、 仕様書で指定する場所に設置して甲の使用に供するものとし、甲は、その代金を乙に 支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、算出した額である。

#### (契約期間)

第3条 契約期間は、仕様書のとおりとする。

#### (契約保証金)

第4条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

#### (債権譲渡の禁止)

- 第5条 乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)又は信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社(以下「信託会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 467 条に規定する通知を行い、若しくは乙若しくは丙が動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等

に関する法律(平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知を行い又は、乙若しくは丙が民法第 467 条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保するものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

#### (再委託)

第6条 乙は、本契約の全部を第三者(以下「再委託者」という。)に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、乙は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲又は、甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。

なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託者が更に再委託する場合についても同様に甲の承認を受けなければならない。

- 2 乙は、甲の求める同水準の情報セキュリティ等を確保するための対策を再委託の相手方に行わせなければならない。なお、再委託の相手方に行わせた情報セキュリティ等の対策及び結果を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

#### (代理人の届出)

第7条 乙は、本契約に基づく業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理 人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

#### (仕様書等の疑義)

第8条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責め を免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに異議を申し 立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

#### 第2章 契約の履行

#### (監督)

- 第9条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督職員を 定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、 適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必 要な指示をすることができる。
- 2 甲は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名及び権限並びに事務の範囲を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 4 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。
- 5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

#### (履行完了の届出)

第10条 乙は、履行を完了したときは、遅滞なく書面をもって甲に届けるものとする。 この場合、成果物として仕様書等において提出が義務づけられているものは、これを 添えて届け出るものとする。

#### (検査)

- 第11条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前条の規定により届け出を受理した日から起算して10日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙が履行を完了する前に、乙の作業場所又は甲 の指定する場所で検査を行うことができる。
- 3 甲は、前2項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、 その結果を通知するものとする。なお、前条の規定による届け出を受理した日から起 算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。
- 4 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 5 乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、 社内検査成績書を甲に提出するものとする。
- 6 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 7 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

#### (所有権の移転)

- 第12条 この契約に基づく成果物の所有権は、前条に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したときに乙から甲に移転するものとする。
- 2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

#### (代金の請求及び支払)

第13条 乙は、契約の履行を完了した場合において、甲の行う検査に合格したときは、

支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に定める適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して 30日(以下「約定期間」という。)以内に代金を支払うものとする。

#### (支払遅延利息)

- 第14条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年大蔵省告示第991号)に基づき、算出した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を 支払うことを要しないものとする。
- 3 甲が第 11 条第 1 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

#### (納入期限の猶予)

- 第15条 乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は原則として甲が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。
- 2 乙が納入期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日(納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。)までの日数に応じて、当該契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 337 号)第 29 条第1 項本文に規定する財務大臣が決定する率を乗じた金額を甲の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定による遅滞金のほかに、第 21 条第1項の規定による違約金が生じたと きは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。
- 4 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の 損害(甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。)について、 乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第21条第1項の規定による 違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。

#### 第3章 契約の効力等

#### (履行不能等の通知)

第16条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(契約不適合による履行の追完、代金の減額及び契約の解除)

- 第17条 成果物が契約の内容に適合しない場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは履行の追完の請求をすることができない。
- 2 成果物が契約の内容に適合しない場合(甲の責めに帰すべき事由によるものである ときを除く。)、甲は、相当な期間を定め、履行の追完を催告できる。
- 3 甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないと きは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は同項の催告をすることなく、 直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1)履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙が履行の追完をしないで仕様書等に定める時期を経過したとき。
- (4)前3号に掲げる場合のほか、甲が第2項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 5 甲が、履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中成果物を使用できなかった ときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第15条第2項の規定に準じて計算した 金額を乙に対し請求することができる。
- 6 甲が、第2項に規定する催告をし、その期間内に履行の追完がないとき、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が軽微であるときは、この限りでない。
- 7 甲が前項に基づき解除した場合、乙は、甲に対し、第21条第1項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 8 甲は、成果物が契約の内容に適合しないことより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第21条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。
- 9 第1項の規定により甲が履行の追完の請求をした場合、乙は、甲に不相当な負担を 課するものでないときは、あらかじめ甲の承認を得ることで甲が請求した方法と異な る方法による履行の追完をすることができる。
- 10 甲が成果物が契約の内容に適合しないことを知ったときは、その不適合を知った 日から 1 年以内に乙に対して通知しないときは、甲はその不適合を理由として、履 行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることがで きない。

ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかっ

たときは、この限りでない。

- 11 第1項の規定に基づく履行の追完については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 12 第1項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された成果物に、なお本条の規定を準用する。
- 13 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

#### 第4章 契約の変更等

#### (契約の変更)

- 第18条 甲は、契約の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、履行期限、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、 乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があると きは、履行期限等を変更するため、甲と協議することができる。

#### (事情の変更)

- 第19条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の 著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合 は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合 に準用する。

#### (甲の解除権)

- 第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除 することができる。
- (1) 乙が納入期限(第15条第1項により猶予を承認した場合は、その日。)までに、 履行を完了しなかったとき又は完了できないことが客観的に明らかなとき。
- (2) 第11条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第17条第6項に該当するとき。
- (4)前3号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。
- (6) 乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申立て、民事再生法の申立て、会社更生 手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (7) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

#### (違約金)

- 第21条 乙は、前条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の100分の20に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定による違約金のほかに、第15条第2項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

#### (乙の解除権)

- 第22条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合に おいては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、 この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うも のとする。

#### (著作権の譲渡等)

- 第23条 乙は、成果物に関し、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するすべての権利(同法第27条及び第28条の権利を含む。)を、甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- 3 乙は、本業務で生じた成果物について、甲及び甲が指定する第三者に対して著作者 人格権を行使することができない。
- 4 前3項の規定は本業務で生じた中間成果物についても、準用するものとする。

#### (知的財産権等)

- 第24条 乙は、成果物の利用が、第三者の著作権、特許権その他の知的財産権、営業 秘密、肖像権、パブリシティー権、プライバシー権、その他の権利又は利益(以下本 条において「知的財産権等」という。)を侵害していないことを保証する。
- 2 甲又は甲から成果物の利用を許諾された者が、成果物の利用に関連して第三者の知的財産権等を侵害した旨の申立てを受けた場合、又は第三者の知的財産権等を侵害するおそれがあると甲が判断した場合、乙は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、甲の指示に従い、乙の費用負担において、知的財産権等の侵害のない他の成果物と交換し、成果物を変更し、又は当該第三者から成果物の継続使用・利用のための権利の取得を行わなければならない。本項の定めは、甲の乙に対する損害賠償を妨げない。
- 4 第2項の場合において、当該第三者からの申立てによって甲又は甲から成果物の利

用を許諾された者が支払うべきとされた損害賠償額、その他当該第三者からの請求、訴訟等によって甲に生じた一切の損害、及び申立ての対応に要した弁護士等の第三者に支払った費用その他の解決に要した費用は、乙が負担するものとする。

#### (支払代金の相殺)

第25条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に 支払う代金を相殺することができる。

#### 第5章 暴力団排除特約条項

#### (属性要件に基づく契約解除)

- 第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1)法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している とき
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしているとき
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### (行為要件に基づく契約解除)

- 第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### (下請負契約等に関する契約解除)

- 第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ち に当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるように しなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請

負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

- 第29条 甲は、第26条、第27条及び前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第26条、第27条及び前条の規定により本契約を解除した場合において、 甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### 第6章 談合等特約条項

#### (談合等の不正行為に係る違約金)

- 第31条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙 が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したこと により、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第 8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、 当該納付命令が確定したとき。
  - (2)納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。) に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して 行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該 命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、こ の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行と しての事業活動があったとされたとき。
  - (3)納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明 治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1 項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を 経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算し た額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、 前項の契約代金(契約締結後に契約代金に変更があった場合には、変更後の金額)の 100分の10に相当する額のほか、契約代金の100分の10に相当する額を違約金として 甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1)公正取引委員会が、乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項 及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁 止法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したと き。
- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害金の額が違約金の額を超過する 場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### 第7章 秘密の保全

#### (秘密の保全)

- 第32条 甲及び乙は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 2 乙は、本業務に従事するすべての者に対し、秘密の保持について厳重に管理・監督 しなければならない。

#### 第8章 雑則

#### (調査)

- 第33条 甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。
- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

#### (疑義等の対応)

- 第34条 この契約について定めのない事項又は疑義等を生じた場合については、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 2 この契約に関する紛争は、訴額に応じて甲の所在地の管轄地方裁判所又は簡易裁判

所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 東京都新宿区若松町19-1 契約担当役 独立行政法人統計センター 理 事 長 佐伯 修司

乙 <落札者>

# 下見積書

独立行政法人統計センター 御中

【部材費】

一式 =

円

# 件名:四号庁舎空調設備増設等工事

1. 空調設備の設置			小計 =	0円
[人件費]				
1 室内機移設	人日	×	円 =	0 円
2 室内機搬入振付工事	人日	×	円 =	0 円
3 室外機搬入捌付工事(スライドブロック置き)	人日	×	円 =	0円
4 全熱交換機搬入据付工事	人日	×	円 =	0 円
5 レントゲン及びダイヤモンド工事	人日	×	円 =	0 円
[部材費]		一式	=	円
2. 空調配管工事			小計 =	0 円
【人件費】				
1 移散空調室内冷媒配管工事	人日	×	円 =	0 円
2 新設空調機器冷媒配管工事	人日	×	円 =	0円
3 ドレン配管工事	人日	×	円 =	0円
4 移設空閥室内連絡配線工事	人目	×	円 =	0円
5 新役空間機器連絡配線工事	人日	×	円 =	0 円
6 リモコン工事	人日	×	円 =	0円
7 窒素気密テスト	人目	×	円 =	0 円
8 集中管理システム(ダイキンコントロール)への配線及び設定等作業	人日	×	円 =	0 円
3. 換気工事			小計 =	0 円
【人件費】				
1 既存全熱交換機ダクト盛替工事	人日	×	円 =	0 円
2 新設全熱交換機ダクト工事	人目	×	円 =	0円
3 ダクト保温工事	人日		円 =	0円
O グンド床偏上寺	ΛР	×	ra =	υ H3

4. 試運転調整			小計 =	0 円
【人件費】				
1 既存品冷媒充填及び運転調整	人日	×	円 =	0 円
2 新設SA真空及び試運転調整	人目	×	円 =	0円
3 全熱交換機運転調整	人日	×	円 =	0円
(その他)				
共通仮設費			一式	円
現場管理費			一式	円
一般管理費			一式	円
小計				0 円
消費税及び地方消費税(10%)				0円
습影				0 円

※使用する各部材(その他の部材を除く)について、定価を証明できる書類(カタログ、公式HP、メーカーの社判付き文書等)を提出すること。オープン価格の場合はその旨がわかるよう資料を 案付すること。 ※同等品(事前に統計センターの承認を受けているものに限る)で納入する部材は赤字で記入すること。

別添1

## 【電子メールによる入札手続について】

1 電子メールで入札に参加を希望する者の入札書等の提出方法

入札説明書7「履行証明書等の作成等」及び8「入札方法」に記載の書類の提出について、持参、郵送の他、電子メールによる PDF ファイルでの送付も可とします。

つきましては、電子メールによる PDF ファイルで入札関係書類を提出する場合は、以下のとおり提出をお願いします。

なお、<u>電子メールで入札に参加する場合は、履行証明書提出期限の1日前まで</u>にその旨を 連絡するとともに、各書類の提出(送付)にあたっては、<u>メール送付後に受信(書類</u> 到着)の確認を電話にて必ず行ってください。

## (1)履行証明書等

- ア 入札説明書に記載された証明書類について、電子データ化(PDF)し、ZIP形式でパスワード付きで圧縮し(容量は、1メールあたり最大2MB程度)、添付ファイルとして、3「入札書等の送付先」に指定するあて先に、<u>履行証明書提出期限までに送付</u>ください。
- イ 電子データ(PDF)は、「Adobe Acrobat(Reader 及び Standard)」により内容が 確認できるものとしてください。
- ウ 添付ファイルの解凍パスワード相違等により、解凍できない場合は、連絡させて頂きますので、入札説明書に記載の提出期限までに再送をお願いすることがあります。

同期限までに再送が間に合わない場合は、入札参加を認めないものとします。 上記を踏まえ、メールで提出する場合は早めの送付をお願いします。

## (2)入札書

ア 入札書について、電子データ化(PDF化、ZIP形式、パスワード付き圧縮)し、添付ファイルとして、3「入札書等の送付先」に指定するあて先に、入札書提出期限までに送付ください。

入札書のパスワードについては、<u>開札時間の1時間前必着で送付</u>ください。

- イ 電子データ(PDF)は、「Adobe Acrobat Reader (Reader 及び Standard)」により内容が確認できるものとしてください。
- ウ 入札書の電子メール送付にあたっては、送付する電子メールの「件名」に

# 「【4月23日開札】「四号庁舎空調設備増設等工事」(1回目)」

と記載し、初度入札で使用する入札書の送付の場合は(1回目)と記載して、期限までに送付してください。

#### 2 開札方法

開札時刻の経過後、送付されたパスワードを使用し、入札書を確認します。パスワードの送付漏れ、解凍パスワード相違等により<u>提出された入札書の内容確認ができない場</u>合、入札を辞退したものといたします。

開札時刻が経過するまで、パスワードを使用しませんので、パスワード誤り等に十分にご注意ください。

また、統計センターの予定価格内での応札がなかった場合は直ちに再度入札を行います。その際、電話にて現時点での最低価格の連絡を行いますので、速やかに2回目の入札書を準備の上、パスワードを設定のうえ、入札書の送付をお願いいたします。なお、パスワードについては、入札書の送付とは別に送付願います。

※開札時は予定価格の範囲内での応札がなかった場合に備え、待機願います。

# 3 入札書等の送付先

独立行政法人統計センター総務部財務課調達係

E-Mail nstac-nyuusatu\_atmark\_nstac.go.jp

※「\_atmark\_」を「@」に置き換えて送信してください。

#### 4 その他

添付ファイルの容量超過等により、送付メールが不着や遅延となる場合などが 想定されます。いかなる場合においても期限までの送付が間に合わない場合は、 入札の参加は認められません。

#### 仕様書

#### 1 件名

四号庁舎空調設備増設等工事

#### 2 履行場所

〒162-8668 東京都新宿区若松町 19番1号 総務省第二庁舎敷地内四号庁舎

#### 3 履行期限

令和7年6月30日まで

※作業日については別途調整を行う。

#### 4 主管課

情報システム部 情報システム基盤課 情報安全係

#### 5 要件

- (1) 空調設備の設置
  - (ア) 既存空調設備の移設工事
    - ・ 別紙1「空調設備作業概要図」を参照し既存設備の移設を行うこと。
    - ・ 移設先で既存設備の動作が正常に稼働することを確認すること。
    - ・ 移設の際に生じた天井の開口部を塞ぐこと。なお、移設の際に生じた天井の開口部を利用して下記(イ)の工事における新規空調設備を設置することも可とする。

#### (イ) 空調設備工事及び配管工事

#### ① 作業内容

別紙1「空調設備作業概要図」を参照し新品の空調設備を新設すること。併せて以下の附帯工事を実施すること。

- ・室内機搬入据付工事
- ・室外機搬入据付工事 (スライドブロック置き)

- · 全熱交換機搬入据付工事
- ・レントゲン及びダイヤモンド工事
- 空調機器冷媒配管工事
- ・ドレン配管工事
- ·空調機器連絡配線工事
- ・リモコン工事(計装工事)
- ・窒素気密テスト
- ・集中管理システム(ダイキンコントロール)への配線及び設定等作業

#### ② 使用部材

新設する空調設備は、以下の参考銘柄又は同等品とする。同等品とは、外寸、特製、仕様等がほぼ同等であること(同等品であると証明し、主管課の承認を得たものに限る)。なお、各銘柄の使用部材は、附帯設備を含むこと。

#### (参考銘柄)

メーカー	品名	冷房能力
ダイキン工業	SZRC280BAD	25.0kW
三菱電機	PLZX-ERMP280HE4	25.0kW

#### ③ 留意事項

- ・ 総務省第二庁舎地下 2 階中央監視室に設置しているダイキンコントロール(ダイキン:intelligent touch manager Ver3.15.00)」にて既設機器と同様に新設する機器が制御可能となるよう、配線及び設定等の作業を行うこと。詳細については、主管課及び総務省第二庁舎の設備等管理業務を請負う業務従事者の指示に従うこと。
- ・ 交換用の予備フィルター一式を用意すること。

#### (2) 換気設備の設置

- (ア) 既存換気設備の取り外し及び移設工事
- ・ 別紙 2 「換気設備作業概要図」を参照し既存設備の取り外し及び必要に応じて 移設を行い、移設先で動作確認を行うこと。

別添1

- ・ 移設の際に生じた天井の開口部を塞ぐよう補修を行うこと。
- ・取り外した設備は敷地外へ運搬及び廃棄を行うこと。

#### (イ) 換気設備工事

#### ① 作業内容

別紙 2「換気設備作業概要図」を参照し換気設備を新設すること。併せて以下の附 帯工事を実施すること。

- ・全熱交換機ダクト工事
- ・ダクト保温工事

#### ② 使用部材

新設する換気設備は、以下の参考銘柄又は同等品とする。同等品とは、外寸、特製、仕様等がほぼ同等であること(同等品であると証明し、主管課の承認を得たものに限る)なお、各銘柄の使用部材は、附帯設備を含むこと。

#### (参考銘柄)

メーカー	品名	換気能力
ダイキン工業	VAM650KS	650 m³/h
三菱電機	LGH-RN65RXV2	650 m³/h

#### (3) 電源

設置設備の電源供給元は既設分電盤からとする。なお、既設分電盤で対応できない場合は、設置設備に必要な電源への変換や分電盤の新設を行うこと。

#### (4) 計画書等の提出

#### (7) 施工計画書

本作業の施工に当たっては、作業着工前に施工図及び作業日程を含めた施工計画書を提出して、主管課の承諾を得るものとする。

#### (イ) 完成図書

作業完了後、完成図書として以下の書類等を電子データ形式(PDF、MS Word、MS Excel 等)で提出すること。

- ・施工図及び完成図
- · 作業完了報告書
- ・作業写真(作業前及び作業後)

#### (5) 作業一般

- (ア) 本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」に基づき行うこと。
- (イ) 騒音、振動、及び塵芥等の公害防止については、万全の対策を施し、必要がある場合近隣に対して作業状況を周知させる等密接に接して協力を得られるようにし、 苦情及び要望に対しては、迅速で誠意のある処置を講ずること。
- (ウ) 調達機器及び使用部材は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」 (グリーン購入法)に適合する製品、または、出来る限り環境に配慮した製品を使用することとする。
- (I) 既存の建物あるいは諸設備類に、損傷及び汚損等のおそれのある箇所は適切な養生をする。なお、養生は当該工事範囲だけでなく、材料搬入経路及び工事に関し通路となる部分にも行うこと。 また、養生は作業終了後に、速やかに取り外しすること。
- (オ) 使用する重機類、機器類及び仮設足場等は関係する関連法規に従った構造とする こと。
- (カ) 発生材、残材等はすべて構外搬出処分とし、関連法規に従って適切に処理すること。 また、産業廃棄物が発生した場合は、処理後に産業廃棄物管理票(マニフェスト) を提出すること。
- (キ) 工事現場及び資材置場等は、常に整理整頓及び周辺の清掃に努めること。なお、工事完了後は、後片付け清掃を十分に行い主管課の確認を受けること。
- (ケ) 本工事の実施においては、全て建築基準法、消防法、その他各法令、法規に準拠したものとすること。
- (ケ) 消防法等に基づく届出申請事務等一式が必要な場合は、その費用についても本工 事に含むものとする。
- (コ) 現場の納まり、取り合いなどの関係による材料の寸法・数量等の軽微な変更は、監

督職員の指示によって行う。この場合においては請負金額の増減はしない。

- (サ) 配管等の既存設備を流用する場合は、故障の原因とならないよう、洗浄等の適切な 処置を行うこと。
- (シ) 本工事の施工に際し、通常必要となるその他の付随する作業については、請負業者 の負担により適切に行うものとする。
- (ス) 本業務の履行に際し、総務省第二庁舎の施設又は物品等を滅失、毀損した場合は、 発生日時、発生の箇所又は物品の名称及び原因等を明らかにし、遅滞なく主管課に 報告するとともに、請負業者の負担と責任において速やかに原状に復すること。
- (セ) 請負業者は、主管課から別途提示する構内作業届を作業実施予定日の三日前まで に提出し、承認を得ること。また、搬入、引取り作業に伴う昇降機の使用は、指定 する昇降機(入荷用)を使用すること。
- (ソ) 請負業者は、本業務の履行場所と許可された場所以外に立ち入らないこと。なお、 本業務の実施において、統計センターが定めるセキュリティエリアへの入室が必 要となる場合は、事前に入室申請を作成の上、作業前に提出し、主管課の承認を得 ること。申請にあたっては、主管課が提示する様式を用いること。
- (タ) 本物件引渡し後、1年間において施工部分に瑕疵が認められた場合は無償保証を 行うこと。

#### 6 事前現場確認

本件の入札参加希望者は、下見積書の提出までに必ず現場調査を行わなければならない。 (現場調査を行わなかった者は入札への参加は不可とする)

なお、現場調査の日程については、主管課と調整の上、決定すること。

#### 7 作業日時

- (1) 本業務における作業は、原則として、平日の 10 時から 18 時の間において実施する こと。なお、騒音、振動、塵芥の飛散や異臭等により平日日中での作業が得策ではな い場合は、主管課にその旨を申し入れ、協議の上、日程を決定すること。
- (2) 平日に行える作業であっても、万一執務等に支障が生じた場合はやむを得ず作業を

- 一時中断、若しくはその日の作業を停止させる場合がある。この場合、請負金額の増減はしないものとする。
- (3) 区画 A においては、工事が想定される期間においても業務利用(月の中旬、連続5営業日程度)が発生するため、業務利用時には当該区画での作業は行わないように作業日程を調整すること。

#### 8 監督・検査

- (1) 契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督職員を定め、請負業者の作業場所等に派遣して業務内容及び主管課が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、主管課の定めるところにより監督をさせ、請負業者に対し必要な指示をすることができる。
- (2) 監督職員を定めたとき、その職員の氏名並びに権限及び事務の範囲を請負業者に通知するものとする。
- (3) 請負業者は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- (4) 監督職員は、職務の遂行に当たり、請負業者が行う業務を不当に妨げないものとする。
- (5) 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- (6) 検査職員は、履行完了の届け出を受理した日から起算して 10 日以内に、請負業者の立会を求めて、主管課の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、請負業者が立ち会わない場合は、請負業者の欠席のまま検査をすることができる。
- (7) 検査職員は請負業者が履行を完了する前に、請負業者の作業場所又は主管課の指定する場所で検査を行うことができる。
- (8) 検査職員は検査に当たり、必要があると認めるときは、契約物品の品質性能に関し、 必要な書類の提出を求めるほか、契約物品の一部を破壊、分解又は理化学試験により 検査をすることができる。
- (9) 検査職員は(6)、(7)、及び(8)により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに請 負業者に対し、その結果を通知するものとする。なお、履行完了の届け出を受理した 日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。
- (10)請負業者は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

- (11)請負業者は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を主管課に提出するものとする。
- (12)検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- (13) 主管課は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、主管課は、適宜の方法により請負業者にその旨通知するものとする。
- (14) 本業務の適切な履行を確保するための立会い、指示その他監督及び履行完了の検査 は次の職員が行う。検査の結果、不合格と判断された場合は、請負業者の責任と負担 により遅延なくやり直し、再検査を受けなければならない。検査を受けるために要し た費用は、請負業者の負担とする。

なお、当該職員に人事異動があった場合は、後任者が当該業務を引き継ぐ。

#### 【監督職員】

情報システム部情報システム基盤課統計専門職(情報安全担当) 榎本 博行

#### 【検査職員】

情報システム部情報システム基盤課課長代理(情報安全担当) 湯目 素人

#### 9 再委託

- (1) 本件にかかる業務の全部を再委託してはならない。業務の一部を他の事業者に再委託により行わせる場合は、再委託する業務を必要最小限の範囲とし、再委託に関する事項(再委託者の名称・所在地、再委託の業務範囲、再委託を行うことの合理性・必要性、再委託者の履行能力等)について提出し、事前に主管課の承認を得ること。
- (2) 請負業者は、再委託した業務に関し、統計センターに対して全ての責任を負うものとする。

#### 10情報セキュリティの確保

- (1) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合に備え、事前に連絡体制を策定し、主管課に提示すること。
- (2) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがある場合には、以下に従って対処すること。
  - (ア) 業務中に、情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがあると判断した

場合には、発生した日時、場所、発生した事由、関係する請負業者の業務実施者を明らかにし、速やかに主管課に報告すること。また、当該報告の内容を記載した書面を遅滞なく主管課に提出すること。

- (4) 主管課の指示に基づき、対応措置を実施すること。
- (ウ) 主管課が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応措置を内容とする報告書を作成の上、主管課に提出すること。
- (エ) 再発を防止するための措置内容を策定し、主管課の承認を得た後、速やかにその措置を実施すること。
- (3) 本業務の実施のために請負業者に対して統計センターから情報を提供する場合は、 別途提示する受渡簿により、提供記録を取得するものとする。
- (4) 本業務の終了等により統計センターから提供された情報及び中間成果物等の情報が不要になった場合は、主管課の指示に従ってこれを確実に返却、廃棄、又は抹消すること。情報を廃棄又は抹消した場合は、統計センターに対して、廃棄又は抹消したことを証明する文書を提出すること。
- (5) 統計センターが請負業者に求めるものと同水準の情報セキュリティを確保するため の対策を契約に基づき再委託先に行わせること。また、再委託先に行わせた情報セキュリティ対策及びこれを行わせた結果に関する報告を、請負業者に求める場合がある。
- (6) 本仕様書において求める情報セキュリティ対策が実施されていることを確認するために、主管課は請負業者に対し実施状況の報告又は確認(監査等)を求めることがあり、請負業者はこれに応じること。
- (7) 本件における情報セキュリティ対策が不十分であることを主管課が判断し、改善の指示があった場合には、請負業者は、速やかに改善のための対策を実施すること。
- (8) 請負業者は、総務省第二庁舎敷地内では、当方から発行する通行証及び身分証明書を常に携行しなければならない。また、作業場所等、指定した場所以外は立ち入り禁止とする。
- (9) 請負業者は、履行場所に関係者以外が立入ることがないよう厳重に管理しなければならない。

#### 11 守秘義務

- (1) 請負業者は、本業務に関して統計センターから開示を受けた情報等(公知の事実を除く。)及び業務遂行過程で生じた成果物等に関する情報を本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管課の承認を得ること。
- (2) 本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、 又は盗用してはならない。これらは業務履行後も同様とする。

#### 12知的財産権等

- (1) 請負業者は、納入成果物に対する、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)(第 27 条及 び第 28 条の権利を含む。)に規定する一切の権利を、統計センターに無償で譲渡す るものとする。
- (2) 統計センターは、著作権法第20条(同一性保持権)第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 請負業者は、本業務で生じた成果物について、統計センター及び統計センターが指定 する第三者に対して著作者人格権を行使することができない。
- (4) (1)から(3)の規定は本業務で生じた中間成果物についても、準用するものとする。
- (5) 請負業者は、調達物品の利用が、第三者の著作権、特許権その他の知的財産権、営業 秘密、肖像権、パブリシティー権、プライバシー権、その他の権利又は利益(以下「知 的財産権等」という。) を侵害していないことを保証すること。
  - (ア) 統計センター又は統計センターから成果物の利用を許諾された者が、成果物の利用に関連して第三者の知的財産権等を侵害した旨の申し立てを受けた場合は、請負業者は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。成果物の利用が、第三者の知的財産権等を侵害するおそれがあると統計センターが判断した場合も、同様とする。
  - (イ) (ア)の場合において、請負業者は、統計センターの指示に従い、請負業者の費用負担において、知的財産権等の侵害のない他の調達物品と交換し、調達物品を変更し、

又は当該第三者から調達物品の継続使用・利用のための権利の取得を行わなければならない。本項の定めは、統計センターの請負業者に対する損害賠償を妨げない。

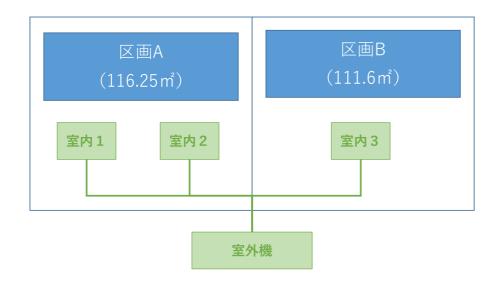
(ウ) (ア)の場合において、当該第三者からの申し立てによって統計センター又は統計センターから調達物品の利用を許諾された者が支払うべきとされた損害賠償額、その他当該第三者からの請求、訴訟等によって統計センターに生じた一切の損害、及び申し立ての対応に要した弁護士等の第三者に支払った費用その他の解決に要した費用は、請負業者が負担するものとする。

#### 13その他

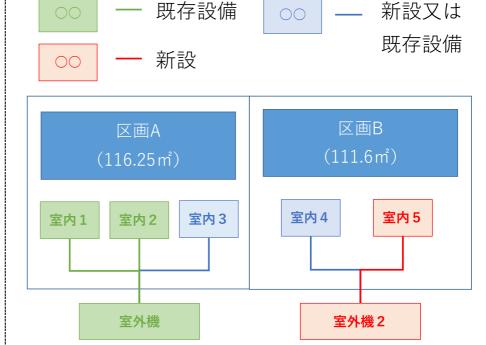
本仕様書に明示していない事項及び疑義が生じた場合は、主管課の指示を仰ぎ、これに従うこと。

# 空調設備作業概要図

# (**作業前**) — 既存設備



※設備の配置や配管の動線等は、資料閲覧や現地調査により確認を行い、事前に主管課の承認を得たうえで施工計画書に反映すること。



(作業後)

#### 作業後について

・室内機3:区画Bより移設すること

・室外機2:新設すること

・室内機4・5:新設すること

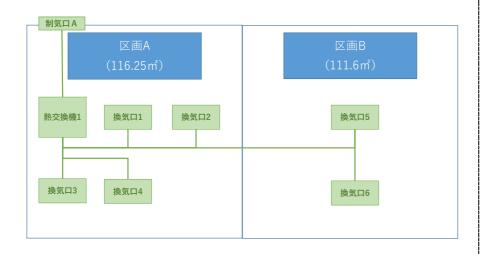
#### ※室内機3~5の作業について

室内機3「区画A(作業後)の室内機3」、室内機5を新設し、室内機4は「区画B(作業前)の室内機3」から流用することも可とするが、冷房能力に不足が無いよう留意すること

#### (作業前)

00

既存設備

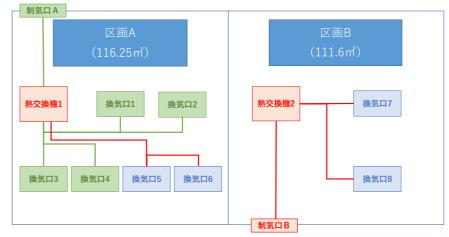


#### 作業前について

・制気口Aは庁舎北側にあり(開口済)

※設備の配置や配管の動線等は、資料閲覧や現地調査により確認を行い、事前に主管課の承認 を得たうえで施工計画書に反映すること。

# 



#### 作業後について

- ・熱交換器 1: 既存の熱交換機を取りはずし、新設する機器と交換すること 熱交換機 1と接続しているダクトについては、既存のものを再利用してもよい
- ・熱交換器2及び制気口B:新設すること。制気口Bは庁舎南側に開口予定(要調整)
- ・換気口5・6:区画B (作業前) の換気口5・6を区画Aに移設すること。
- ・換気口7・8:新設すること

#### ※換気口5~8の作業について

換気口5・6を新設し、換気口7・8を「区画B(作業前)の換気口5・6」から流用する ことも可とする

別添3

# 現地調査及び入札関係資料閲覧に関して

- ・ 「四号庁舎空調設備増設等工事」の入札に参加する予定の者は、主管課立会いの下、 入札前に現地調査及び既存設備についての資料閲覧を行うこと。
- ・ 現地調査に当たっては、別紙「現地調査及び入札関係資料閲覧に関する誓約書」に署 名し、これを遵守すること。
- ・ 現地調査を希望する者は、主管課に事前連絡の上実施すること。その時間帯は、開庁日の9時30分から17時00分までの間とする。

別紙

# 現地調査及び入札関係資料閲覧に関する誓約書